

## 茨城県土木部発注工事における「ＩＣＴ技術活用の実施方針」

### (目的)

第1条 この茨城県土木部発注工事における「ＩＣＴ技術活用の実施方針」(以下「実施方針」という。)は、県総合計画のIV「新しい夢・希望へのチャレンジ」において、「ＩＣＴを活用した工事件数の割合」となる数値目標を達成することにより、県内建設業界にＩＣＴ施工技術を普及・拡大させ、建設現場の生産性を向上させることを目的としたものであり、土木部発注工事におけるＩＣＴ活用の基本的な事項を定めるものである。

### (方針)

第2条 原則、全ての土木部発注工事において、「ＩＣＴ機器による施工」かつ「情報共有システムの活用」を義務付ける。

### (定義)

第3条 「ＩＣＴ機器による施工」は、次のいずれかのＩＣＴ（情報通信技術）機器を利 用し施工するもので、ＩＣＴ機器とはマシンコントロール機能またはマシンガイダンス 機能を有した「ＩＣＴ建設機械」、3次元測量ができるUAVや地上型レーザースキャ ナー等の「ＩＣＴ測量機器」及びリアルタイム映像を送信可能なカメラ機能等を有する 「通信端末機器」のこととする。

2 「情報共有システムの活用」とは、受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面 等の様々な情報を、インターネットを介して共有・交換するASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式のシステムを活用することとする。

### (関係要領)

第4条 「ＩＣＴ機器による施工」、「情報共有システムの活用」は、以下に示す実施要領 に基づくものとし、工事発注にあたっては、対象となる工事を特記仕様書に記載する ものとする。

- (1) ＩＣＴ活用促進工事（土工）実施要領
- (2) ＩＣＴ活用促進工事（構造物工）実施要領
- (3) ＩＣＴ活用促進工事（法面工）実施要領
- (4) ＩＣＴ付帯構造物設置工事実施要領
- (5) ＩＣＴ活用促進工事（舗装工）実施要領
- (6) ＩＣＴ活用促進工事（舗装工（修繕工））実施要領
- (7) 建設現場における遠隔臨場に関する実施要領
- (8) 建設工事における情報共有システム実施要領

### 附則

この実施方針は、令和5年7月1日以降起工決議をする工事から適用する。